

質問・疑義申立・設計違算判明時の取扱いについて

秦野市総務部契約検査課

○質問・疑義申立の方法について

質問期間中に質問を受け付けます。

- ・ 質問期間は、入札公告文中に記載していますので、御確認ください。
- ・ 質問は、質問回答書を使用して、設計図書中に記載している担当課へ直接ファックス又はメールをしてください。

入札書を提出した方は、設計図書の閲覧ができます。

- ・ 期間：入札公告文中に記載していますので、御確認ください。
- ・ 場所：契約検査課（市役所本庁舎5階）

閲覧後、設計図書に疑義が生じたときは、疑義を申し立てることができます。

- ・ 期間：入札公告文中に記載していますので、御確認ください。
 - ・ 場所：契約検査課（市役所本庁舎5階）
 - ・ 方法：疑義申立書に必要事項を記載して提出してください。
- ※ 設計図書の閲覧により判明した事項に限ります。
単に「自分の見積りと合わない」などは、対象となりません。

申立てにより疑義内容を調査し、設計違算の有無を確認します。

設計違算とは、

- ・ 公表した設計図書に異動が生じるもの
- ・ 予定価格に異動が生じるもの

※ 事業者の見積りに影響しない場合を除きます。

公表した設計図書中の図面と単価抜き設計書中の数量の不整合は、単価抜き設計書の数量を優先します。

○設計違算判明時の取扱いについて

1 入札公告後から入札参加申請締切前に判明した場合

- ・入札参加資格要件に異動が生じる場合（中止）
入札手続きを中止し、再度広告入札を行います。
- ・入札参加資格要件に異動が生じない場合（続行）
設計図書を修正し、修正内容を入札参加申請者に周知します。
必要に応じて訂正公告、日程の延長等を行います。

2 入札参加申請締切後から入札書受付開始前までに判明した場合

- 入札手続きを中止し、再度広告入札を行います。ただし、次の条件をすべて満たす場合に限り、入札事務を続行します。
- ・入札参加資格要件に異動が生じないこと
 - ・設計金額の異動額が、当初設計金額の5%以内かつ200万円以内（以下「軽微な設計違算」という）であること
- ※設計図書を修正し、修正内容を入札参加申請者に周知します。
必要に応じて訂正公告、日程の延長等を行います。

3 入札書受付開始後から落札決定前までに判明した場合

- 入札手続きを中止し、再度広告入札を行います。ただし、次の条件をすべて満たす場合に限り、入札を有効とします。
- ・入札参加資格要件に異動が生じないこと
 - ・予定価格を事前に公表している場合
 - ア 落札候補者に異動が生じたいこと
 - イ 軽微な設計違算であること
 - ウ 変更契約に係る同意が書面で得られること
 - ・予定価格を事後に公表する場合
 - ア 公表図書に異動がないこと又は落札候補者に異動が生じず、軽微な設計違算であること
 - イ 変更契約に係る同意が書面で得られること

4 落札決定後から契約締結前までに判明した場合

入札を無効とし、落札決定を取り消し、再度広告入札を行います。ただし、次の条件をすべて満たす場合に限り、入札を有効とします。

- ・ 落札者に異動が生じないこと
- ・ 入札参加資格要件に異動が生じないこと
- ・ 予定価格を事前に公表している場合
 - ア 軽微な設計違算であること
 - イ 変更契約に係る異動が書面で得られること
- ・ 予定価格を事後に公表する場合
 - ア 公表図書に異動がないこと又は軽微な設計違算であること
 - イ 変更契約に係る同意が書面で得られること

5 契約締結後から契約履行完了までに判明した場合

契約を合意解除し、再度広告入札を行います。ただし、4で示す有効条件をすべて満たす場合、又は契約を解除することにより市民生活に多大な影響がある場合は、契約を解除しない取扱いとします。